

観音寺市公告第32号

次のとおり公募型指名競争入札を行うので、観音寺市公募型指名競争入札実施要領第3条において準用する観音寺市契約規則（平成17年観音寺市規則第52号）第6条の規定により公告する。

令和7年5月26日

観音寺市長 佐伯 明 浩



1 業務名	観音寺市契約管理システム構築業務委託
2 履行場所	観音寺市役所4階 総務部総務課
3 履行期間	契約締結日から令和8年3月31日
4 最低制限価格	設定しない。
5 予定価格	非公表
6 入札保証金	免除とする。
7 契約保証金	免除とする。
8 支払条件	完了払（納入検査後、適法な請求書を受領した日から30日以内）
9 入札参加条件	①入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出の日において、本市の令和6・7年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録又は当該資格審査申請の受付が完了していること。 ②四国内に本社又は営業所を有すること。 ③公告日までの過去5年間に、本市又はその他自治体で契約管理システム構築業務（別添仕様書の「8 システムの機能」に示す機能を有するシステムであって、これに類似するシステムは可とする。）を元請けとして行い、完了した実績を5件以上有すること。 ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 ⑤公告日から落札者決定の日までの間に、観音寺市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成23年観音寺市告示第25号）による指名停止期間中の者でないこと。 ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。 ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、観

	音寺市の入札参加資格審査申請の受付が完了している者 イ 民事再生法に基づく再生計画認可決定（確定したものに限り。）を受けた後に、観音寺市の入札参加資格審査申請の受付が完了している者	
10 入札参加申請	①提出書類及び提出方法 入札参加を希望する者は、公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）、実績調書（様式第2号）及び「9 入札参加条件」③を証する契約書等の写しを郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）すること。ただし、郵送以外の提出は不可とする。 ②提出場所 〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市総務部総務課契約係 宛て	
11 参加申請書提出期間	令和7年5月26日（月）から 令和7年6月2日（月）午後5時まで（必着）	
12 指名（非指名）通知	入札参加資格の有無について、入札参加資格を有する者には指名通知書を、入札参加資格が無い者にはその理由を記載した非指名通知書を、令和7年6月5日（木）までに郵送によって通知する。	
13 仕様書	仕様書は電子閲覧とする（本公告が掲載されている場所に掲載済み）。	
14 質問及び回答	質問	①指名通知書により指名を受けた事業者が、本業務の内容に質問がある場合は、質問書（様式第3号）を「22 問合せ先」に記載のメールアドレスまで送信すること。 ・質問受付期間は令和7年6月5日（木）午前8時30分から令和7年6月11日（水）午後4時まで ・電話及びFAXによる質問書の提出は受け付けない。 ・指名通知書により指名を受けた事業者以外からの質問は受け付けない。 ・上記期間外の質問には回答しない。 ②電子メールの到着確認として、本市に届いたらその旨を返信する（午後5時以降の場合は翌開庁日）。到着確認の電子メールが届かない場合は、電話にて問い合わせること。
	回答	質問受付期限の日から起算して2日（観音寺市の休日を定める条例（平成17年観音寺市条例第2号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に、指名通知書により指名を受けた事業者全員に対し、電子メールにより書面にて回答する。

15 入札書の提出	提出方法	入札書（様式第4号）の提出は、一般書留又は簡易書留による郵送に限る。 入札書を封入・封緘する封筒の作成方法は、別紙1「入札用封筒作成例」を参照すること。
	提出期間	令和7年6月13日（金）から 令和7年6月19日（木）午後5時まで（必着）
	提出先	「10 入札参加申請」②のとおり
	注意事項	①入札に参加できるのは、指名通知書により指名を受けた事業者のみとする。 ②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。 ③郵便の「差出控え」は、開札が終わるまで保管しておくこと。
16 入札の辞退		指名通知書により指名を受けた事業者が入札を辞退するときは、令和7年6月19日（木）午後5時まで（必着）に、入札参加辞退届（様式第5号）を「10 入札参加申請」②まで郵送すること。
17 入札の無効		次の事項に該当する場合は入札無効とする。 ①指名通知書により指名を受けた事業者以外のした入札 ②持参、電送、宅配便等、「15 入札書の提出」の提出方法で定める郵送方法によらない入札 ③「15 入札書の提出」で指定する提出期限までに到達しない入札 ④2通以上の入札書を郵送した入札 ⑤封筒に記載の案件名若しくは差出人と同封された入札書に記載の案件名又は入札者が相違する入札 ⑥入札書に入札金額、代表者氏名若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札 ⑦入札金額を訂正した入札 ⑧談合その他不正の行為があったと認められる入札 ⑨前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

18 開札	日 時	令和7年6月20日（金）午前10時
	場 所	観音寺市役所2階 201・202 会議室
	立会い	①入札者が開札の立会いを希望する場合は、開札日の前日までに電子メールで立会いを行いたい旨を「22 問合せ先」まで連絡すること。その際に事業者名及び立会予定者を併せて報告すること。 ②開札当日、「開札立会願書」（様式第6号）を持参すること。
	結果の公表	①開札終了後、電子メールで入札参加者に通知する。 ②入札要記（開札の結果表）を観音寺市役所総務部総務課窓口にて公表する。
19 再度入札	実施の有無	有り。実施の際は、入札参加者（辞退者及び失格者を除く。）に対し、令和7年6月20日（金）午後5時までに、電子メールにて通知する。
	提出方法	「15 入札書の提出 提出方法」のとおり
	提出期間	令和7年6月23日（月）から 令和7年6月25日（水）午後5時まで（必着）
	提出先	「10 入札参加申請」②のとおり
	開札日時	令和7年6月26日（木）午前10時
	開札場所	観音寺市役所2階 201・202 会議室
	注意事項	①「15 入札書の提出 注意事項」②及び③のとおり ②開札の立会い及び開札結果の公表については、「18 開札 立会い」及び「18 開札 結果の公表」のとおり
20 落札者の決定方法	①予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、次に掲げる項目に該当する事由のあるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で最低の価格の者を落札者とする。 ・その者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき。 ・その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある、著しく不適當であると認めるとき。 ②落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、別紙2「くじの方法」に定めるところにより、落札者を決定する。この場合において、落札となるべき価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。	
21 契約の締結	落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が「9 入札参加条件」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。この場合において、	

	本市は一切の損害賠償の責めを負わない。
22 問合せ先	〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市総務部総務課 契約係 電話 0875-23-3900 FAX 0875-23-3920 電子メール keiyaku@city.kanonji.lg.jp